

改正

廃止 平成24年3月15日告示第36号

平成25年3月27日告示第41号

平成25年11月25日告示第156号

平成29年3月17日告示第18号

平成30年8月8日告示第112号

令和2年12月21日告示第125号

令和5年5月16日告示第82号

新潟県柏崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

新潟県柏崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱を次のように定め、平成18年4月1日から実施する。

(目的)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）が成年後見制度を利用することについて支援することにより、認知症高齢者等の権利を保護することを目的とする。

一部改正〔平成25年告示41号〕

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第7条の規定による後見開始の審判、法第11条の規定による保佐開始の審判又は法第15条第1項の規定による補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」という。）を請求する者又は当該者に代わり当該後見開始の審判等を請求する者（以下「申立代理人」という。）が当該後見開始の審判等に係る費用に対する助成
- (2) 法第862条の規定により法第8条に規定する成年被後見人、法第12条に規定する被保佐人又は法第16条に規定する被補助人（以下「成年被後見人等」という。）が法第8条に規定する成年後見人、法第12条に規定する保佐人又は法第16条に規定する補助人（以下「成年後見人等」という。）に付与する報酬に対する助成

2 前項第1号の後見開始の審判等に係る費用とは、次に掲げるものとする。

- (1) 収入印紙代

- (2) 登記印紙代
- (3) 郵便切手代
- (4) 診断書料
- (5) 鑑定料（補助の場合を除く。）
- (6) 戸籍謄本等の申立書の添付書類の取得費用

3 第1項第2号の助成の額は、別表第1に定める額を上限とする。

一部改正〔平成24年告示36号・25年41号〕

(助成の対象)

第3条 前条第1項第1号の助成の対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設に入所している者であること。
- (2) 成年被後見人等であること。
- (3) 市が行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者又はこれに準ずる者として別表第2で規定する要件に該当する者であるとともに、申立代理人がいる場合は、当該申立代理人は当該生活保護を受けている世帯に属する者又はこれに準ずる者として市長が認めるものであること。

2 前条第1項第2号の助成の対象者は、前項各号の要件を全て満たし、かつ、成年後見人等が配偶者、直系血族又は兄弟姉妹でないものとする。

全部改正〔平成25年告示41号〕、一部改正〔平成30年告示112号・令和5年82号〕

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、成年後見制度利用支援事業助成金申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所による報酬を与える旨の決定が成年被後見人等の死亡後に行われた場合又は成年後見人等に対する報酬に係る助成金の交付の申請を行う前に、成年被後見人等が死亡した場合における当該助成金の交付については、報酬を与える旨の決定により報酬を与えることとされた成年後見人等が助成金を申請することができる。

全部改正〔平成25年告示41号〕

(助成金の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、成年後見制度利用支援

事業助成金決定通知書（別記第2号様式）により助成申請者に決定内容（承認・不承認）を通知するとともに、承認の際は、対象者に助成金を交付するものとする。

全部改正〔平成25年告示41号〕

（不正行為の禁止）

第6条 市長は、虚偽その他不正な行為があったときは、既に助成を受けた額の全額又は一部を返還させることができる。

全部改正〔平成25年告示41号〕

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成25年告示41号〕

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

一部改正〔平成24年告示36号・29年18号〕

前 文（抄）（平成24年3月15日告示第36号）

告示の日から実施する。

前 文（抄）（平成25年3月27日告示第41号）

平成25年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成25年11月25日告示第156号）

平成25年12月1日から実施する。

前 文（抄）（平成29年3月17日告示第18号）

告示の日から実施する。

前 文（抄）（平成30年8月8日告示第112号）

告示の日から実施する。

前 文（抄）（令和2年12月21日告示第125号）

令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和2年12月21日告示第125号）

（経過措置）

- 1 この告示の施行の日前に既にそれぞれの改正前の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等は、それぞれの改正後の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等とみなす。

2 この告示の施行の際現に残存する申請書等は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

前 文（抄）（令和5年5月16日告示第82号）

告示の日から実施する。

別表第1（第2条関係）

区分	上限額
在宅者	月額 28,000円
施設入所者（病院その他の機関に入院している者を含む。）	月額 18,000円
備考	(1) 同一の月に在宅する期間と施設入所する期間（病院その他の機関に入院する期間を含む。）が混在する場合は、在宅者とみなす。 (2) 助成金は、月を単位として算定を行う。 (3) 成年被後見人等が死亡した後の報酬については、遺留資産で不足する金額に限り助成する。

追加〔平成25年告示41号〕、一部改正〔平成30年告示112号〕

別表第2（第3条関係）

対象者要件	(1) 世帯員全員の市民税が課税されていないこと。 (2) 世帯員の収入の合計額から第2条第2項各号に掲げる費用の額又は同条第3項の規定により算出した額を控除した額が生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）に定める生活保護基準額以下であること。 (3) 世帯員の預貯金等の合計額が100万円以下であること。 (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
-------	---

全部改正〔平成25年告示156号〕